

# 行財政構造改革大綱

平成 17 年 5 月

北 広 島 市

# 目 次

## 第1 基本方針

1 市政を取り巻く環境変化と課題	
(1) 少子高齢化の急速な進行.....	1
(2) 低成長経済の定着と財政構造の悪化.....	2
(3) 地方分権の進展.....	3
2 改革の必要性.....	4
3 大綱の基本目標.....	5
4 大綱の推進期間.....	5

## 第2 改革の推進項目

1 政策評価の推進	
1 - (1) 政策評価の実施.....	6
2 市民参加・協働の推進	
2 - (1) 市民参加の推進.....	7
2 - (2) 情報の共有化.....	7
2 - (3) 協働の推進.....	8
3 健全な財政運営の推進	
3 - (1) 補助金・交付金の見直し.....	10
3 - (2) 負担金・分担金等の見直し.....	10
3 - (3) 受益者負担の見直し.....	11
3 - (4) 財源確保の取組み.....	11
3 - (5) 財政の健全性の維持.....	12
4 行政運営システムの改革の推進	
4 - (1) 行政サービスの向上と電子自治体の構築.....	13
4 - (2) 民間活力の導入など.....	13
4 - (3) 簡素で効率的な行政組織.....	14
4 - (4) 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し.....	14
4 - (5) 人材育成の推進.....	15

## 第3 改革の推進

1 進行管理.....	16
2 推進体制.....	16
3 進行状況の公表.....	16

# 北広島市行財政構造改革大綱

## 第 1 基本方針

### 1 市政を取り巻く環境変化と課題

今日の地方自治体は、少子高齢化の進行、低成長経済の定着、地方分権の進展など、かつて経験したことのない社会経済環境において、極めて厳しい運営を強いられている。時代が大きな転換期を迎えている中で、本市は、まちの将来を見据え、環境の変化に対応しながら、個性的で活力に満ちたまちづくりを進めていかなければならない。

#### (1) 少子高齢化の急速な進行

我が国では、他の先進国に例を見ないスピードで少子高齢化が進行する一方、総人口は平成 18 (2006) 年にピークを迎えた後、減少に転じ、その後も減少を続けると予測されている。

今後は、税を負担する層が減少し、公共サービスのニーズや対象者が増加する。また、経済成長の鈍化による税収への影響が懸念されるとともに、特に年金制度の担い手である現役世代に対する受給世代の比率が高まるなど、社会保障制度などをめぐる環境は厳しさを増すことが見込まれる。

本市においても、下表で示すように少子高齢化が進行し、保健、医療、福祉、介護、生涯学習等の行政需要が増大するとともに、それに伴う経費が今後さらに増加し、財政のやりくりは厳しさを増すものと考えられる。

表 北広島市の年齢 3 区分別人口の推移

	平成 6 年 10 月 1 日		平成 16 年 10 月 1 日	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
年少人口(0～14 歳)	9,823	18.6	8,678	14.4
生産年齢人口(15～64 歳)	37,097	70.4	41,490	68.9
老年人口(65 歳以上)	5,786	11.0	10,085	16.7

## (2) 低成長経済の定着と財政構造の悪化

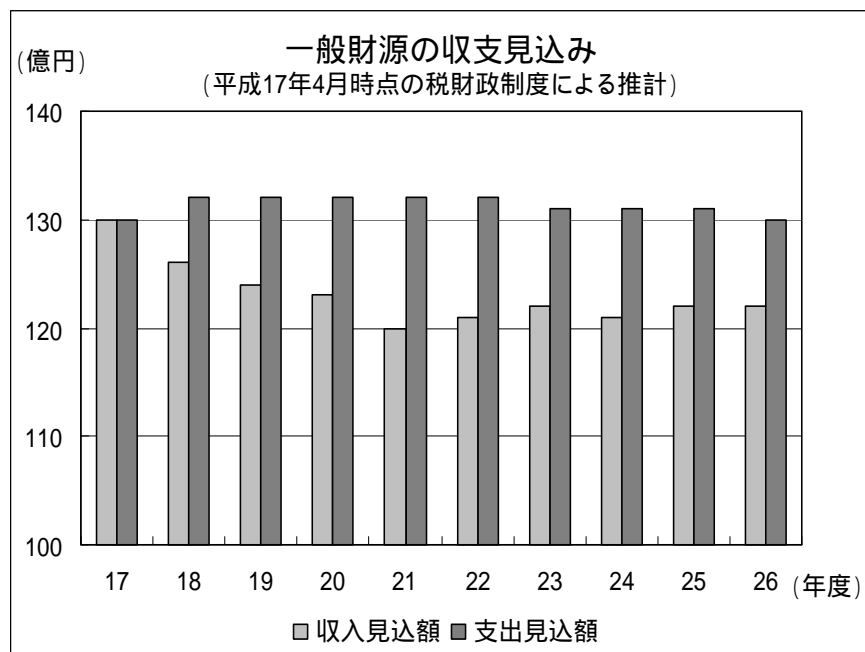
近年、日本経済はバブル崩壊後の景気の長期低迷から脱却できず、雇用、所得、個人消費などを取り巻く環境が著しく悪化したことにより、国や地方自治体の税収が落ち込んだ。現在、国と地方には、合わせて700兆円を超える借入金があり、極めて厳しい財政状況にある。

また、国が進める税源配分の三位一体改革（地方分権を進めるに当たって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うもの）では、地方自治体の自主財源は増加するものの、財源移譲が十分とはいえず、先行き不透明な財政運営が続くものと予想される。地方自治体の財政は、三位一体改革で地方交付税が大幅に減少し、一方で、人件費や公債費などの義務的経費が増加したことにより、危機的な状態になっている。

本市においては、主な収入である「市税と地方交付税」が、人口増加、市街地の拡大、住宅の建設などにより平成11(1999)年度までは順調に伸びていたが、長引く景気低迷や国の減税政策などにより、平成11(1999)年度をピークに減少してきている。また、支出については、扶助費（生活保護、医療費扶助、教育扶助などの費用）や公債費（公共施設の整備などのために借りた資金の返済費用）などの義務的経費が、平成12(2000)年度以降着実に増加している。

こうした諸情勢を踏まえて推計した本市の財政収支の見通しによると、もし仮に行財政構造改革を行わずに財政運営を続けていけば、今後の財政収支に大幅な不足額が見込まれる。

これまでも業務委託の推進や事務事業の見直しにより経費削減などを進めてきたが、今後はさらに厳しい行財政改革の実施が不可欠となる。



### (3) 地方分権の進展

平成 12(2000)年 4 月に、いわゆる「地方分権推進一括法」が施行され、地方自治体の責任範囲が拡大されたことに伴い、自治体は自らの責任において地域の課題に取り組む時代に入った。特に市町村は、住民に一番身近な基礎自治体として、地域の中で包括的な役割を果たすことが求められている。

中央集権から地方分権へと制度が動いたことで、これからの自治体は、住民の意見を生かして、自らの判断で計画をつくり、その地域の特性にあった独自の行政を推進していくことになる。

地方分権の時代では、行政も住民も企業も公益活動団体も、それぞれが役割を認識して、これまでの行政サービスの受け手と担い手という関係から、ともにまちづくりを進めていく関係へと転換していかなければならない。地域のためにお互いに協力し合うことが非常に重要になる。

本市では、今後さらに地域ごとの細やかな施策や地域の自主性を生かした施策を展開するために、「市民が行政活動に参加するための制度」や「公益活動団体との協働の仕組」が求められている。

市民と行政がお互いの情報を共有し、議論しながら、まちづくりを進める環境を整備していくとともに、市民と行政がパートナーとして、事務事業などを共通の目線で見直し、市民が担った方が効果的なものは市民の手に委ねるなど、市民と行政の役割分担を明らかにしていかなければならない。

「公益活動団体」とは、市民などが主体となった、営利を目的とせず公益的課題の解決を目的とする自立的な団体をいう。詳細は、8 ページを参照。

## 2 改革の必要性

これまで市では、平成 8(1996)年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として、改革に継続して取り組んできている。また、平成 13(2001)年度には、「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、「市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築」を目指して改革を進めてきた。

このような中であっても、地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化し、財源対策、少子高齢化対策、経済・雇用対策など新たな課題が次々と発生している。このため、市民の要請に応えて適切にその機能を果たしていくためには、市民の視点に立った新たな行財政改革の取り組みが必要となっている。

厳しい行財政環境にある今を、市民と行政の新しい関係を築くチャンスととらえて、行政と市民が英知と実行力を結集し、活力あるまちづくりを進めなければならない。

このたびの「行財政構造改革」は、「単なる経費節減」や「事務手続きの簡素化」といった枠を超え、行政への市民参加、公益活動団体との協働、政策評価と情報公開など、行政運営システムを構造的に改革することを目指している。

同時に、住民自治の原則に基づき、自分たちで解決できることは市民自ら対応していただくことや、行政サービスの受益と負担の関係を明確にし、市民自らの判断と責任でサービス水準を決定することなども求められている。

市は、社会経済情勢の変化に弾力的な対応ができるよう体質を強化しながら、市民参加型の地方分権社会を作り上げるため、市民に開かれた主体的な行政運営を目標として行財政構造改革を推進していかなければならない。

なお、このたびの行財政構造改革の基本目標や改革推進の項目などを決定するに当たっては、有識者による北広島市行財政構造改革委員会(平成 15(2003)年 7 月から平成 17(2005)年 3 月まで設置)からの「北広島市行財政構造改革に関する提言」の内容を参考にするとともに、具体的な改革を推進する際には「提言」を踏まえて実施していくものとする。

「住民自治」とは、「自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、自治体運営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体と同じ立場で実施すること。

### 3 大綱の基本目標

行財政構造改革は、次の4項目を基本目標として、行財政システム全般についての改革・改善を推進する。

#### (1) 政策評価の推進

成果を重視する行政運営への転換、情報公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るため、政策評価を推進し、計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action) という行政運営サイクルの確立を目指す。評価結果は、施策や事業の改善や選択等に活用し、市民に公表していく。

#### (2) 市民参加・協働の推進

市民が行政に参加する制度や公益活動団体との協働の基本方針などを市民とともに策定し、市民との協働社会の実現に向けて、各種の方策を実施する。また、その前提として、行政情報を分かりやすく積極的に市民に提供することにより、市民と行政との情報の共有を促進する。

#### (3) 健全な財政運営の推進

市民生活に必要な行政サービスの水準を確保していくためには、財政の健全性を維持することが重要である。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に実施していく。また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を導入していく。

#### (4) 行政運営システムの改革の推進

市民とともにまちづくりを進めるため、従来の行政運営システムを根本的に見直す必要がある。効率的で質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政組織、職員数の適正化、地方分権時代の行政課題に的確に対応できる市職員の育成などについて改革を進める。

### 4 大綱の推進期間

この大綱の推進期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とする。ただし、改革の進行状況を考慮しながら、必要に応じて推進期間の変更を行うものとする。

## 第2 改革の推進項目

### 1 政策評価の推進

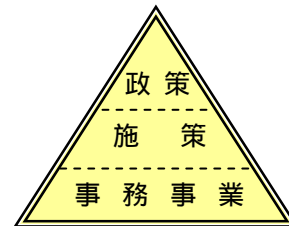
#### 1 - (1) 政策評価の実施

限られた資源（人材、財産、予算）を効率的・効果的に活用し、成果をより重視する行政運営の仕組みを構築するため、政策評価を充実していく。

評価結果は、事務事業の改善や重点化などに活用するとともに、市民や議会に公表し、市の行政運営を議論するための道具として活用されるよう積極的に情報提供を行っていく。

市の行政活動は、「政策」 - 「施策」 - 「事務事業」という三層の構造として捉えることができる。本市ではまず事務事業を対象として評価を実施しており、今後その習熟度に応じて、施策や政策を評価の対象としていく。

行政活動の三層構造



評価結果を予算編成や実施計画の進行管理などに活用するとともに、評価の客観性や信頼性を確保するため市民等による外部評価導入の検討を進める。さらに今後は、行政運営に「計画 実施 評価 改善」というサイクルを定着させることにより、政策決定や予算編成などのシステムを再構築していく。

「政策評価」とは、一般的には、自治体などが実施する政策や施策、事務事業について、その成果や進捗状況を把握し、実施結果を評価することによって、現在の政策などの見直し、新たな政策などの企画立案に活かす制度のこと。



## 2 市民参加・協働の推進

### 2 - (1) 市民参加の推進

市民の英知を幅広く反映しながら市政運営を行うためには、市民一人ひとりが行政に直接意見を言える機会を拡充するための新たな方策や仕組みづくりが必要である。市民ニーズを的確に捉え、市民参加をより効果的なものにするためには、市民参加の手続きがその時々判断に委ねられることなく実施され、市政運営の様々な分野に参加できることが制度として保障されなければならない。そのために有効な手法である「市民参加制度の条例化」を市民とともに進め、市民参加を促進する。

#### 1 市民参加条例等の策定

生活者である市民の意向を市政に反映させるための仕組みづくりであり、行政だけで検討・策定するのではなく、原案段階から市民とともに考えながら策定を進める。公募による市民・学識経験者・各種企業・団体の代表者等で構成する条例策定に向けた審議組織を設置し、検討過程を公開して素案を作成し、パブリックコメント等により市民意見の反映を行いながら、条例化を進める。

#### 2 その他

市民参加型ミニ市場公募債の導入、市民電子会議室の設置など市民参加の手法について検討する。

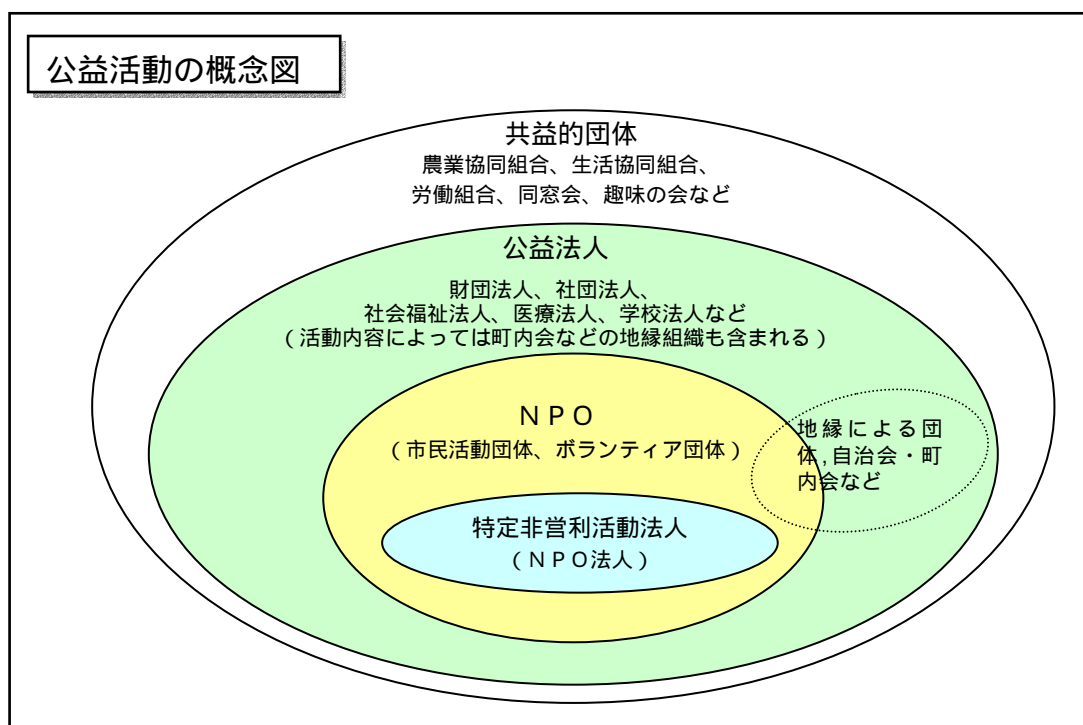
### 2 - (2) 情報の共有化

市の行政情報を積極的に公表して市民と情報を共有することは、市民参加や協働を促進する上で必要不可欠なことである。市のホームページを始めとした様々な広報手段を活用して情報提供を行うとともに、政策形成過程の情報の公表を進める。

「パブリックコメント」とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、市民から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続のこと。

## 2 - (3) 協働の推進

これからの行政は、多様化するニーズや行政だけで対応しきれない新たな社会的課題に、公益活動団体や市民との協働の領域と機会を広げていくことで対処していく必要がある。地域社会と密着した活動を行う公益活動団体や市民と協働することにより、これまで以上に市民満足度の高いサービスの提供を図る。



### 1 協働を促進するための方策

次に掲げる事項の具体化を進める。

- (1) 公益活動の重要性が認識されるような情報発信を行い、市民理解を深めることにより「活動を支える社会風土の醸成」を行う。
- (2) 活動の自主性を損なわないよう配慮しながら「活動の助成」を行う。
- (3) 団体の組織を担う人材の育成や組織のマネジメント能力を育成するため「人材の育成、組織基盤の強化」を行う。
- (4) 行政との協働を進める前提として「情報提供、情報交換の推進」を行う。
- (5) 地域住民との交流促進や団体の活動を活性化するために「活動の場の確保」を行う。

「公益活動団体」とは、市民などが主体となった、営利を目的とせず公益的課題の解決を目的とする自立的な団体をいう。市では、社会的使命のための活動を行う、上記の概念図に掲げるようなすべての団体を含めて考えている。

## 2 協働を進める庁内体制づくり

公益活動団体と市職員の相互理解と信頼関係の構築が最優先課題である。

### (1) 職員の意識改革（研修）

協働のあり方や公益活動団体の理解を深めるとともに、活動への積極的参加を推奨する。

### (2) 協働の事例の積み上げによるノウハウの蓄積、共有化

市の事業との協働の事例を増やし、団体についての情報の集積と共有化を進める。

## 3 協働の指針策定への取組み

公益活動団体と行政がお互いの特性を活かし、協力して課題に取り組むため、市民、NPO 法人、学識経験者、関係機関等の参画を得て、市における公益活動団体との協働の指針を策定する。

「NPO」とは、"Non-Profit Organization"、日本語に訳すと「非営利組織」や「非営利団体」といった意味で、「NPO法人」とは、「政府により法人格を認められた民間の非営利団体」のことである。「非営利」とは、「利益を上げない」という意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てる」という意味。

### 3 健全な財政運営の推進

#### 3 - (1) 補助金・交付金の見直し

補助金は、市民福祉の向上をめざし公共性や公益性を有する活動に対して支出するものである。今後補助金交付の透明性や効果をより一層高めるため、次の見直しを実施する。

##### 1 補助金等に関する基準の策定

補助金等の執行にあたっては、次の から を基準とする。

- (1) 運営費補助 から事業費補助 への切り替え
- (2) 補助金等の終期設定
- (3) 団体事務の行政部局への委任の禁止
- (4) 類似補助金等の統廃合
- (5) 補助金等の審査方法の確立

##### 2 市民などによる補助金等を審議・答申する機関の設置

市民などによる補助金の審査機関を設置し、補助金等の内容について審査を行う。

##### 3 公募型補助金制度の確立

市民の公益・公共部門への積極的な参加を支援するため、公募による補助制度を確立する。

#### 3 - (2) 負担金・分担金 等の見直し

市町村の事務の一部を共同で処理するために設立した一部事務組合 については、組合自らが業務の見直しや事務の効率化を図り、負担金の軽減を図るよう、構成団体として要望していく。特に、し尿処理の今後のあり方については、様々な角度から検討していくことを要望する。

「運営費補助」とは、補助を受ける団体等の経常的な維持・運営のための経費に対する補助。

「事業費補助」とは、補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業のための経費に対する補助。

「負担金・分担金」とは、市町村の事務を共同処理するために設立した一部事務組合に対して、構成自治体が一定の割合で負担する費用、市が加入している各種団体に対する会費などの費用のこと。

「一部事務組合」とは、市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立される組合のことである。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだほうが効率的である、などの理由で設立されるもので、ごみ・し尿処理、消防、広域圏振興など様々な分野で設立されている。

また、市が加入している各種協議会等については、あらためて加入意義の再検討を行い、負担金の減額について要望していくとともに、場合によっては脱会も視野に入れて検討する。

### 3 - (3) 受益者負担の見直し

公共施設を維持するには経費を要しており、使用料が無料の公共施設では、維持費はすべて税金等で負担している。しかし、公平性の観点からみると、施設利用者に維持費の一部を負担していただくことが必要だと考えられる。たとえば、地区住民センターや地区体育館などの施設の維持管理経費については、サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考慮し、受益を受ける利用者に負担を求めるとともに、従来への減額・免除制度の見直しを行う。

このような考え方にに基づき、次の方策を実施していく。

- (1) 現行の使用料・手数料の管理コストや利用実態等を検証し、適正料金への見直しを行う。
- (2) 現在無料の行政サービスについても、原則有料化への見直しを行う。特に家庭系廃棄物の処理については、減量化を進めるとともに有料化を実施する。
- (3) 実質的に利用者の負担があるもの(受講料、参加料、各種検診負担金など)についても、原価を検証し適正料金への見直しを行う。

### 3 - (4) 財源確保の取組み

厳しい財政状況の中で自主財源を確保し市の収入増加を図るため、市民理解を得ながら優先順位を定め、次の方策に取り組んでいく。

#### 1 市税の収納率向上対策のさらなる強化

- (1) 徴収体制の強化の取組み
- (2) 納付方法の拡大
- (3) 悪質滞納者への対応

#### 2 税外収入の確保

- (1) 公共物等への有料広告の掲載
- (2) 負担金・使用料等の滞納防止と収納率の向上

### 3 課税自主権の活用

法定外普通税 や法定外目的税 など新税の導入を検討する。

### 4 未利用市有地の処分等

未利用市有地の処分等は、その処分等による収入だけではなく、売却した土地に住宅や店舗等が建設されることによる地域や経済の活性化、さらには税収への波及効果などを生み出すことになることから、自主財源確保の手段として積極的、計画的に実施していく。

### 3 - (5) 財政の健全性の維持

地方自治体を取り巻く行財政環境や税財政制度などが毎年度大きく変化する中であって、健全な財政運営を行うため次の方策を実施する。

- (1) 5年から10年程度の期間を見据えた財政推計を実施する。
- (2) 公共施設の整備にあたっては、従来の整備手法だけにとらわれることなく、PFI導入による効果などを検証することとし、市事業への適正な導入を図っていく。
- (3) 市が発注する建設事業について、直接的な工事コストだけではなく、工期短縮などによる時間的コストや環境負荷の低減を図る社会的コストなどを総合的に縮減するため、「北広島市建設事業コストの縮減行動計画」に基づき具体的な施策を展開していく。同時に、職員の一層の創意工夫、コスト意識の向上などの意識改革を進める。行動計画では、数値目標を設定して、建設事業コスト縮減推進本部で縮減実績について評価を行う。

「法定外普通税」とは、地方税法に規定されている用途を限定しない地方税のこと。従来はその新設に対して国の許可が必要で、実際には都道府県で核燃料税、市町村で砂利採取税などわずかしが導入されなかったが、平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で、国の許可制から事前協議制に変わり、導入しやすくなった。

「法定外目的税」とは、地方分権一括法による地方税法改正で創設されたもので、地方税法に定められていない税目を、特定の使用目的や事業の経費とするために地方自治体が条例を定めて設ける税のこと。

「PFI」とは民間資金等の活用による公共施設の設計、建設、維持管理、施設の運営を民間資金やそのノウハウを活用し整備する手法。公共団体は契約期間内に平準化してその費用を支払う。

## 4 行政運営システムの改革の推進

### 4 - (1) 行政サービスの向上と電子自治体の構築

日常的に市民と関わりの深い窓口サービスを効果的、効率的に提供することで、市民満足度を高めていくとともに、それを支える情報基盤を充実し、業務改革を進める。

#### 1 窓口サービスの向上

- (1) 複数の申請・手続き等を1か所で可能とするワンストップサービスの導入
- (2) 職員の接客能力の向上
- (3) 窓口業務時間の延長

#### 2 電子自治体の構築と業務改革の推進

現在、ITを活用した業務の効率化を目的とした電子政府、電子自治体の構築が進められており、これらの環境に効果的に接続できる行政システムを構築していく。

- (1) 各種情報系システム（文書管理、電子決裁、電子入札、契約）の構築
- (2) 市民サービス向上を図る行政事務データベースの構築

### 4 - (2) 民間活力の導入など

市が実施している施策や事務事業について、「行政が行わなければならない仕事は何か」「行政はこの仕事に関与すべきか」という原点に返って実施主体の見直しを行い、民営化、民間委託、指定管理者制度の活用、公益活動団体や市民との協働などを推進する。また、行政事務を近隣自治体と共同処理する「広域化」について方策を検討する。

「指定管理者制度」とは、平成15年9月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

#### 4 - (3) 簡素で効率的な行政組織

簡素で効率的な行政組織とするため、民間活力の導入等により行政組織のスリム化を図るとともに、北海道からの権限委譲などを考慮しながら、次の基本的視点により組織改革を実施する。なお、組織については継続的な見直しを行っていく。

##### 【行政組織見直しの基本的視点】

- (1) 簡素で効率的な行政組織
- (2) 分かりやすい行政組織
- (3) 政策形成、施策実現可能な行政組織

#### 4 - (4) 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

財政危機に直面する中、人件費の抑制は、健全な財政運営にとって重要な課題である。最小の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治運営の基本原則に立ち返り、職員数の適正管理及び人事・給与制度の見直しを実施する。

##### 1 職員数の適正管理

###### (1) システムの改革

職員数の適正管理には業務体制の改善、職員意識の改革、あるいは行政サービスの取捨選択などが考えられるが、今後は各種業務の外部委託や市民や公益活動団体との協働に委ねるシステムの改革を検討する。

###### (2) 職員数の削減

業務の民間委託や民営化、指定管理者制度の導入、事務の広域処理、行政組織のスリム化、市民との協働などの行財政構造改革の取組を徹底的に実施し、職員の年齢構成に十分配慮しながら、新規採用を抑制することにより、今後 10 年間で 15% (80 人程度) の職員を削減する。

平成 17 年 4 月 1 日 実職員数 523 人

平成 22 年 4 月 1 日 目標職員数 490 人

平成 27 年 4 月 1 日 目標職員数 443 人

##### 2 人事制度の見直し

厳しい行財政環境の下で職員の意欲を高めるためには、職務上の実績を評価し、昇任・昇格や給与面への反映を行うことが求められる。今後、「目標管理制度の導入」「人事評価制度の導入」「能力・業績を反映させる給与制度への転換」などに着



手する。

### 3 給与制度の見直し

市職員の給与制度は、これまで人事院勧告に基づく国の給与制度を基本として設けられている。今後は、大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を十分考慮し、市職員の給与制度の見直しを実施する。

また、特殊勤務手当については、必要性などを検証し見直しを行う。

## 4 - (5) 人材育成の推進

職員それぞれの能力と個性を最大限に生かす人材育成をめざして、市職員のあるべき姿を明確にした上で、人材育成の4つの基本項目である「人材の確保」「人材の開発」「人材の活用」「人材の評価」について次の方策を実施する。

### 1 人材の確保

(1) 採用情報の積極的な発信の強化、受験資格の弾力化

(2) 優秀な人材確保のための試験方法の検討

(3) 任期付職員採用制度の検討

### 2 人材の開発

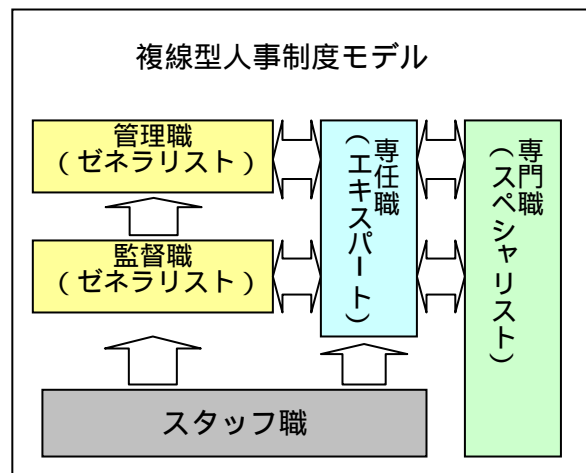
(1) 自己啓発に係る支援

(2) 職場研修の推進

### 3 人材の活用

(1) 育成型ジョブ・ローテーションの導入

(2) 複線型人事制度



職種の概念にとらわれず、ゼネラリスト（総合職）、エキスパート（専任職）、スペシャリスト（専門職）を育成する複線型人事制度導入の調査研究を行う。

### 4 人材の評価

目標管理手法や自己申告制度と連携させ、客観性のある人事考課制度へ向け充実を図る。

「ジョブ・ローテーション」とは、職員に各分野の業務をバランス良く経験させるように、計画的、定期的に職務の異動を行うこと。

## 第3 改革の推進

### 1 進行管理

この大綱に掲げた目標を実現するため、具体的な改革項目や予定年度などを設定した「行財政構造改革・実行計画」を策定する。この実行計画の実施状況や目標達成度を毎年度検証し、改革内容等を見直すことにより、改革の進行状況を管理する。

必要に応じて市民等による外部委員会を設置し、広く意見を求める。

### 2 推進体制

行財政構造改革の推進にあたっては、庁内に設置している「行財政構造改革推進本部」を中心として、すべての部局が一体となって積極的に取り組む。また、職員一人ひとりが強い自覚と責任を持ち、着実に改革を進める。

### 3 進行状況の公表

実行計画の進行状況は、市のホームページや広報紙などを通じて市民に公表するとともに、意見を求める。